

(様式第5号)(第3条関係)

## 信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

住(居)所

(所在地)

氏 名

印

(法人名)

信州ものづくり産業投資応援条例第2条第2項の規定により、下記のとおり不動産取得税の課税免除をしてください。

記

新(増)設した事業所等		名称				
		所在地				
当該家屋において行っている事業						
当該家屋等を事業の用に供した年月日				年 月 日		
課税免除の対象不動産であることが承認された日				年 月 日		
家屋	所在地番 (家屋番号)	用途	構造	延床積 m <sup>2</sup>	取得年月日	課税免除対象部分の床面積 m <sup>2</sup>
土地	所在地番	地目	用途	地積 m <sup>2</sup>	取得年月日	課税免除対象部分の地積 m <sup>2</sup>

産業技術課

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

### 長野県規則第25号

#### 長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則

本則中「長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例」を「長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例」に改める。

別表を次のように改める。

(別表)

区分		単位	手数料の額
纖維	1 製糸試験		円
	(1) 強伸度試験	1 件	1,900
	(2) 練減試験	"	5,400
	2 繊維試験		
	(1) 編ふとんわた		
	ア 白色度試験	"	600
	イ 比容積試験	"	1,100
	ウ 圧縮弾性試験	"	2,700
	エ きょう雜物試験	"	1,800
	オ 保温率試験	"	1,800
	(2) 繊維、糸又は高分子材料		
	ア 番手織度試験	"	700
	イ 水分率試験	"	1,100
	ウ 検ねん試験	"	1,100
	エ けん縮率試験	"	1,100
	オ 収縮率試験	"	1,700
	カ 伸長弾性回復試験	"	3,500
	キ 強伸度試験	"	2,100
	ク ヤング率試験	"	3,900
	ケ 摩擦係数試験	"	2,700
	コ 摩耗試験	"	4,300
	サ 衝撃試験	"	1,800
	シ 燃焼性試験	"	5,200
	ス 糸加工試験	"	3,700
	(3) 布はく		
	ア 測色試験	"	800
	イ 密度試験	"	1,500
	ウ 収縮率試験	"	2,300
	エ はく離強さ試験	"	1,700
	オ 曲げ硬さ試験	"	1,800
	カ 強伸度試験	"	2,000
	キ 圧縮弾性率試験	"	3,800
	ク 伸長弾性回復率試験	"	3,900
	ケ 滑脱抵抗力試験	"	4,500
	コ ピーリング試験	"	4,100
	サ 引裂き試験	"	1,200
	シ 破裂試験	"	1,200
	ス 摩耗試験	"	4,100
	セ 静電気試験	"	1,800
	ソ 通気性試験	"	1,800
	タ 防水度試験	"	1,100
	チ 防しわ度試験	"	4,300
	ツ 保温率試験	"	6,300
	テ 単位面積当たりの質量試験	"	1,400
	ト 組織分解試験	"	7,300

	3 染色試験			
	(1) 染料試験			
	ア 性状試験	"	2,700	
	イ 部属鑑定試験	"	2,700	
	(2) 繊維処理剤試験	"	2,100	
	(3) 染色加工試験			
	ア 精練及び漂白試験	"	1,500	
	イ 染色試験	"	2,100	
	ウ 仕上試験	"	1,900	
	エ 樹脂加工試験	"	4,100	
	(4) 染色堅ろう度試験			
	ア 耐光試験	"	1,400	
	イ ガス退色試験	"	4,700	
	ウ 水試験	"	1,500	
	エ 洗濯試験	"	1,500	
	オ ドライクリーニング試験	"	1,700	
	カ 熱湯試験	"	1,500	
	キ 汗試験	"	1,700	
	ク 摩擦試験	"	1,300	
	ケ ホットプレッシング試験	"	1,500	
	4 繊維鑑別混用率試験	1件1成分	2,600	
木工	1 材料強度試験			
	(1) 加工を要するもの	1試験片	800	
	(2) 加工を要しないもの	"	600	
	2 材料物性試験			
	(1) 測定試験			
	ア 色差光沢	1 件	1,000	
	イ 寸法変化	"	2,500	
	(2) 木材含水率試験	1 試験片	1,000	
	(3) 顕微鏡写真試験	フィルム 1枚	1,200	
	(4) 低温特性試験	1 時間	3,100	
	(5) 放射特性試験	1 件	5,300	
	(6) 赤外線応力パターン計測試験	"	9,600	
	(7) 振動モード測定試験	"	6,600	
	3 塗料塗膜試験			
	(1) 塗料物理的性質試験	"	700	
	(2) 塗膜物理的性質試験	"	700	
	4 製品強度試験	"	2,100	
機械 金属	1 材料強度試験			
	(1) 硬度試験			
	ア ブリネル	1件(測定回数2回まで ごとに1件とする。)	1,000	
	イ ピッカース	"	1,900	
	ウ マイクロピッカース	"	3,500	
	エ ロックウェル	"	1,400	
	オ 超微小押込み	1 件	2,100	
	(2) 引張試験、圧縮試験、抗折試験又は塑性試験			
	ア 伸び又はたわみの測定を要するもの	"	2,200	
	イ 伸び又はたわみの測定を要しないもの	"	1,900	
	ウ 耐力の測定を要するもの	"	4,800	
	(3) 衝撃試験			
	ア 試験温度零度から常温のもの	"	2,200	
	イ ア以外のもの	"	3,300	
	(4) 金属材料曲げ試験	"	1,700	
	(5) ひずみ試験	"	4,300	

(6) 热衝撃試験	"	5,000	
(7) 構造解析 ア コンピュータエイディッドエンジニアリングシステムによるもの (7) 二次元モデルの解析による場合	1件（解析条件を変更して行う場合にあっては、解析条件ごとに1件とする。）	15,000（解析条件を変更して行う場合にあっては、変更後について7,100）	
(4) 三次元モデルの解析による場合 a 大変形の解析による場合	"	43,000（解析条件を変更して行う場合にあっては、変更後について21,000）	
b a以外の場合	"	28,000（解析条件を変更して行う場合にあっては、変更後について14,000）	
イ 紙積層モデル評価装置によるもの	1件（紙積層1センチメートルまでごとに1件とする。）	4,600	
(8) 疲労試験	1件（100万回までごとに1件とする。）	6,100	
(9) 弹性率測定試験	1件	3,100	
(10) 製品分解性試験 ア 試験温度常温のもの	"	1,600	
イ 恒温槽を用いるもの	"	1,700	
2 材料組織試験			
(1) 金属顕微鏡によるもの ア 鉄系金属 (7) 写真を要する場合	"	5,000	
(4) 写真を要しない場合	"	1,600	
イ 非鉄系金属 (7) 写真を要する場合	"	6,100	
(4) 写真を要しない場合	"	3,800	
(2) 走査型電子顕微鏡によるもの ア レプリカ試料	"	10,000	
イ 直接観察試料 (7) 表面形状観察による場合 a 倍率3万倍未満	"	2,400	
b 倍率3万倍以上	"	6,500	
(4) 走査透過像観察による場合	"	15,000	
(ウ) エネルギー分散定性分析による場合	"	6,500	
(イ) エネルギー分散面分析による場合	"	13,000	
ウ 断面観察試料 (7) ガラス等の高硬度材の研磨による場合 a 倍率3万倍未満	1測定箇所	10,000	
b 倍率3万倍以上	"	14,000	
(4) (7)以外の場合 a 倍率3万倍未満	"	6,500	
b 倍率3万倍以上	"	9,900	
(3) 高温偏光顕微鏡によるもの	1件	5,100	
(4) 透過型電子顕微鏡によるもの ア 形態・構造撮影による場合	"	103,000	
イ 電子線回折像撮影による場合	"	101,000	
ウ STEM像撮影による場合	"	99,000	
(5) 走査型レーザー顕微鏡によるもの			

ア 常温観察	〃	2,000
イ 高温観察	〃	3,900
(6) 高温濡れ性・固液接触角測定装置によるもの		
ア 静滴法による場合	〃	12,000
イ 押し出し液滴法による場合	〃	123,000
(7) デジタル顕微鏡によるもの	〃	1,100
3 热処理試験		
(1) 変態点測定試験	1 試験片	11,000
(2) 表面硬化熱処理	1 時間	4,300
(3) 真空熱処理炉によるもの	〃	6,600
(4) 表面被膜試験	1 件	57,000
(5) 放電プラズマ焼結炉によるもの	1 時間	16,000
(6) 超臨界脱脂装置によるもの	〃	6,800
4 鑄物砂試験		
(1) 粒度分布	1 件	1,400
(2) 水分	〃	800
5 寸法・形状精密測定試験		
(1) 長さ測定試験		
ア 精度 $\frac{1}{2,000}$ ミリメートル以上を要するもの	1 測定箇所	1,700
イ 精度 $\frac{1}{1,000}$ ミリメートル以上を要するもの	〃	1,400
ウ 精度 $\frac{1}{100}$ ミリメートル以上を要するもの	〃	800
(2) 角度測定試験		
ア 精度 1秒以上を要するもの	〃	1,800
イ 精度 1分以上を要するもの	〃	1,100
(3) 形状測定試験		
ア 形状測定機によるもの	1 件	1,400
イ 非接触形状測定装置によるもの	1件(測定点10万点までごとに1件とする。)	3,000
(4) 表面粗さ測定試験		
ア 表面粗さ測定機によるもの	1 件	1,400
イ 非接触三次元表面測定装置によるもの	〃	3,600
(5) 真円度測定試験		
ア 真円度測定機によるもの	〃	700
イ 万能円筒形状測定機によるもの	〃	1,800
(6) 三次元測定試験		
ア 精密万能三次元測定機によるもの		
(7) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度又は平面度		
a スキャニング測定による場合	1 測定箇所	7,100
b a以外の場合	〃	3,900
(1) カーブ	1件(測定点50点までごとに1件とする。)	5,700
(ウ) カーブ測定用設計値の入力	1件(入力点50点までごとに1件とする。)	6,000
イ 三次元測定機によるもの		
(7) 長さ、位置、角度、真円度、円筒度、真直度又は平面度	1 測定箇所	1,300
(1) カーブ	1件(測定点50点までごとに1件とする。)	2,400
(ウ) カーブ測定用設計値の入力	1件(入力点50点までごとに1件とする。)	1,900

	(I) 定ピッチ  (7) ねじ測定試験 ア 外径 イ 有効径、ピッチ又は山角 (8) 光学測定試験 ア 屈折率 イ 収差 ウ 球面半径 エ 平面、球面又は円筒面の形状 オ 分光反射・透過率測定 (9) その他の試験 ア 測定時間が30分未満のもの イ 測定時間が30分以上60分未満のもの ウ 測定時間が60分以上2時間未満のもの	1件(測定点5点までごとに1件とする。)  1 件 " " " " " "	2,400  1,200 1,400  1,800 2,700 3,800 2,300 2,300  1,100 2,100 3,200	
6	表面処理測定試験 (1) 厚さ測定試験 ア 金属顕微鏡によるもの イ エックス線膜厚計によるもの (2) 強度測定試験 ア 引っかき硬さ イ 耐摩耗度	1 测定箇所 " " 1 件	2,700 2,100  2,600 1,700	
7	非破壊試験 (1) エックス線探傷試験 (2) 超音波探傷試験 (3) エックス線回折試験 ア 測定範囲が直径1ミリメートル以下のもの イ 測定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの (4) エックス線残留応力測定試験 ア 測定範囲が直径1ミリメートル以下のもの イ 測定範囲が直径1ミリメートルを超えるもの (5) エックス線画像処理試験	フィルム1枚 1 测定箇所 1 件 " " 1 测定箇所 " " 1 件	1,600 5,400  20,000 6,200  12,000 2,900  2,400	
8	振動・周波数測定試験 (1) 振動測定 (2) 振動騒音測定 (3) 周波数測定 (4) 音響特性試験 (5) マイクロダイナミクス測定試験 ア 顕微型レーザー振動計によるもの イ 高速動作解析装置によるもの ウ 顕微型熱画像装置によるもの	" " " " " " " " " " " " " " " " " "	800 1,200 1,100 1,800  4,200 3,500 3,100	
9	電気特性試験 (1) 部品 ア 抵抗値試験 イ 絶縁抵抗試験 ウ 容量値試験 エ インピーダンス試験 オ TDRインピーダンス試験 カ 誘電体損失試験 キ 耐電圧試験 ク 高周波特性試験	1件(5試料までごとに1件とする。)  " " " " " " " " " " " " " " " "	1,300  1,300 1,400  1,300 3,500 1,300 1,300 1,800	

ケ その他の試験	〃	1,800円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額
(2) 機器又は材料		
ア 磁気特性試験		
(7) 振動試料型磁化特性試験	1 件	8,800
(1) キュリー点測定試験	〃	22,000
(ウ) 周波数可変型磁化特性試験	1 件 (試験条件を変更して行う場合にあっては、試験条件ごとに1件とする。)	4,800 (試験条件を変更して行う場合にあっては、変更後について1,400)
(イ) 磁場解析	1 件	4,600
イ 热電特性試験	〃	29,000
ウ イオンマイグレーション試験	1 件 (5時間までごとに1件とする。)	4,100円と200円に測定点の数を乗じて得た額との合計額
エ その他の試験	1 件	1,800円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額
10 環境試験		
(1) 低温試験	1 件 (10時間までごとに1件とする。)	3,500
(2) 高温試験	〃	2,600
(3) 恒温恒湿試験	〃	3,500
(4) 温湿度サイクル試験	1 件 (1サイクルまでごとに1件とする。)	8,700
(5) 高度加速寿命試験	1 件 (10時間までごとに1件とする。)	2,900
(6) 冷熱衝撃試験	〃	6,600
(7) 振動試験	1 件 (1時間までごとに1件とする。)	5,200
(8) 衝撃試験		
ア のこぎり波形による場合	1 件 (衝撃回数3回までごとに1件とする。)	6,500
イ 正弦波形による場合	〃	3,700
(9) 浸せき試験	1 件	1,000
(10) 塩水噴霧試験	1 件 (24時間までごとに1件とする。)	2,500
(11) キャス試験	〃	2,300
(12) ガス腐食試験	1 件 (4時間までごとに1件とする。)	6,600
(13) ウェザー試験	1 件 (2時間までごとに1件とする。)	5,600
(14) オゾン劣化試験	1 件 (1時間までごとに1件とする。)	2,700
(15) 結露サイクル試験	1 件 (5時間までごとに1件とする。)	4,100
(16) 複合サイクル試験	1 件 (8時間までごとに1件とする。)	5,500
11 工作機械精度測定試験		
(1) 静的精度測定	1 測定項目	1,100
(2) 動的精度測定	1 台	3,900
12 試験機・計測器精度測定試験		
(1) 計測機		
ア マイクロメーター、ダイヤルゲージ又はノギス	1 件	1,300
イ マイクロメーター・ヘッド又はダイヤルゲージテスター	1 件 (1試験項目5試験点までごとに1件とする。)	2,500

	ウ ブロックゲージ (7) 絶対測定 (4) 比較測定 エ プラグゲージ又はリングゲージ オ 温度計 (7) 一般温度計 (4) 熱電対温度計 (2) 電気指示計器校正試験 ア 電力計 (7) 精度 $\frac{2}{1,000}$ 以上のもの (4) 精度 $\frac{25}{1,000}$ 以上のもの イ ア以外の計器 (7) 精度 $\frac{2}{1,000}$ 以上のもの (4) 精度 $\frac{25}{1,000}$ 以上のもの (3) 電気測定器校正試験 ア 精度 $\frac{1}{100,000}$ 以上を要するもの イ 精度 $\frac{1}{10,000}$ 以上を要するもの ウ 精度 $\frac{1}{1,000}$ 以上を要するもの エ 精度 $\frac{1}{100}$ 以上を要するもの	1 件 " " " " " " " " " 1件(1試験項目5試験点までごとに1件とする。) " " " " " " " " " " " " " "	5,900 1,500 1,900 1,700 2,700 14,000 6,100 5,700 2,500 9,600 5,200 3,100 2,000	
13 電磁波雑音測定試験				
(1) 機器から放出される電磁波雑音の測定試験				
ア 機器の一辺が1メートル未満のもの				
(7) 放射雑音測定試験	1 件 " "	25,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、動作条件ごとに1件とする。) 12,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について8,200)	25,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について15,000) 12,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について8,200)	
(4) 伝導雑音測定試験				
(4) 雜音電力測定試験	1 件	15,000	15,000	
イ 機器の一辺が1メートル以上のもの				
(7) 放射雑音測定試験	1 件 " "	32,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、動作条件ごとに1件とする。) 12,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について8,200)	32,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について15,000) 12,000 (動作条件を変更して行う場合にあっては、変更後について8,200)	
(4) 伝導雑音測定試験				
(2) 外部からの電磁波雑音に対する耐性評価試験				
ア 静電気イミュニティ試験	1 件	7,000	7,000	
イ 放射電磁界イミュニティ試験				
(7) TEMセルによるもの	"	15,000	15,000	
(4) 電波暗室によるもの	"	34,000	34,000	
ウ ファーストトランジントイミュニティ試験	"	5,600	5,600	
エ サージイミュニティ試験	"	5,700	5,700	

	オ 伝導妨害イミュニティ試験 カ 電源周波数磁界イミュニティ試験 キ 電源変動イミュニティ試験	〃 〃 〃	5,500 5,500 5,600
	14 切削試験	1件(10条件までごとに 1件とする。)	2,100
食品	1 物性・成分試験 (1) 食品又は食品材料の物性試験 ア 糖度試験 イ 測色試験 ウ 水分活性試験 エ 粘度試験 オ 生地物性試験 カ 粒度分布測定試験 (7) 粒度分布測定装置によるもの (1) ふるいによるもの キ 組織観察試験 (7) 光学顕微鏡によるもの (1) 電子顕微鏡によるもの (ウ) 蛍光顕微鏡によるもの ク フローグラフ試験 ケ 保水率試験 コ 粘弾性試験 (2) 定性分析 ア 加工食品 イ ア以外のもの (3) 定量分析 ア 一般成分 イ 金属 ウ 添加物 エ 過酸化物価 オ ルチン	1 件 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1 件 1 成 分 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1,500円以上9,900 円以下の範囲内で 知事が定める額 6,400円以上15,000 円以下の範囲内で 知事が定める額 4,400円以上11,000 円以下の範囲内で 知事が定める額 8,700 9,900	700 900 1,400 4,500 13,000 4,400 2,100 2,200 6,400 4,000 10,000 700 4,700 2,200 1,800 1,500円以上9,900 円以下の範囲内で 知事が定める額 6,400円以上15,000 円以下の範囲内で 知事が定める額 4,400円以上11,000 円以下の範囲内で 知事が定める額 8,700 9,900
	2 酵素試験	1 件	22,000
	3 微生物試験 (1) 菌数測定試験 (2) 生菌数測定試験 (3) 発酵試験	〃 〃 〃	1,500 2,300 7,400
	4 保存試験	1 件 1 日	500
	5 アミノ酸等特殊試験 (1) アミノ酸特殊試験 (2) 生体分子相互作用解析試験 (3) フリーラジカル試験 (4) その他の試験	1 件 〃 〃 〃	18,000 30,000 11,000 11,000円以上18,000 円以下の範囲内で 知事が定める額
化学等	1 定性分析 (1) 機器分析 ア エックス線マイクロアナライザーによ るもの		

(7) 狹域分析	"	31,000 (写真を要しない場合にあっては、26,000)	
(1) 広域分析	"	8,200	
イ 電子線回折装置によるもの	"	7,300	
ウ フーリエ変換赤外分光分析装置によるもの	"	20,000	
エ ガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの	"	22,000	
オ 熱分析装置によるもの	"	5,700	
カ 蛍光エックス線分析装置によるもの	"	9,200	
キ 核磁気共鳴装置によるもの	1件 (1試料2時間までごとに1件とする。)	22,000	
ク 走査型オージェ電子分光装置によるもの			
(7) 点分析による場合	1 件	35,000	
(1) 線分析による場合	"	41,000	
(ウ) 面分析による場合	"	47,000	
(I) 深さ方向分析による場合	"	58,000	
ケ 走査型原子間力顕微鏡によるもの	"	23,000	
コ プラズマ発光分析装置によるもの	"	12,000	
サ プラズマ質量分析装置によるもの	"	17,000	
シ 極表面複合分析装置及びエックス線光電子分光分析装置によるもの			
(7) 全定性分析			
a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合			
(a) アルゴンイオンエッチングをする場合	"	15,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額	
(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	"	15,000	
b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合			
(a) アルゴンイオンエッチングをする場合	"	22,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額	
(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	"	22,000	
(1) 個別成分測定			
a 分析領域0.1ミリメートル以上の場合			
(a) アルゴンイオンエッチングをする場合	1 件 1 成 分	2,900円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額	
(b) アルゴンイオンエッチングを要しない場合	"	2,900	
b 分析領域0.1ミリメートル未満の場合			
(a) アルゴンイオンエッチングをする場合	"	4,000円にエッチング深さ50ナノメートルまでごとに3,000円を加算した額	